

環境アセスメント

～大分県環境影響評価条例のあらまし～



大分県

環境影響評価(環境アセスメント)とは

環境影響評価とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業を実施しようとする者(事業者)が、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を、より環境に配慮したものとしていくものです。良好な環境を維持し、県土の健全な発展を期するには、環境の保全と開発との調和を図ることがとても重要です。

県では、このような環境影響評価の手続を定めた「大分県環境影響評価条例」を平成12年9月に施行し、環境影響評価を推進してきました。その後、対象事業の追加等を行い、環境影響評価制度の充実を図っています。

本条例では、事業者が各手続の結果を公表し、住民、市町村や県などから意見を聴き、それらを考慮して環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていく仕組みを定めています。

[改正の状況]

平成25年3月改正(平成25年9月施行)	事業の位置や規模など事業計画の検討段階からの環境配慮手続の導入
平成29年3月改正(平成30年1月施行)	太陽光発電所などの発電所の設置を新たに対象事業に追加
令和3年3月改正(令和3年8月1日施行)	自然環境保全上重要な地域(特別地域※4ページ参照)については、太陽光発電所の規模要件を強化

大分県の環境影響評価制度の体系

●大分県環境影響評価条例

環境アセスメントの手続や対象事業の種類等を定めています。

●大分県環境影響評価条例施行規則

環境アセスメントの手続の詳細や対象事業の規模等を定めています。

●大分県環境影響評価条例第4条第1項の技術的事項に係る指針

環境アセスメントを行うべき項目や参考となる手法、環境保全措置の検討にあたっての基本的な考え方、事後調査の項目や手法の選定にあたっての留意事項を定めています。

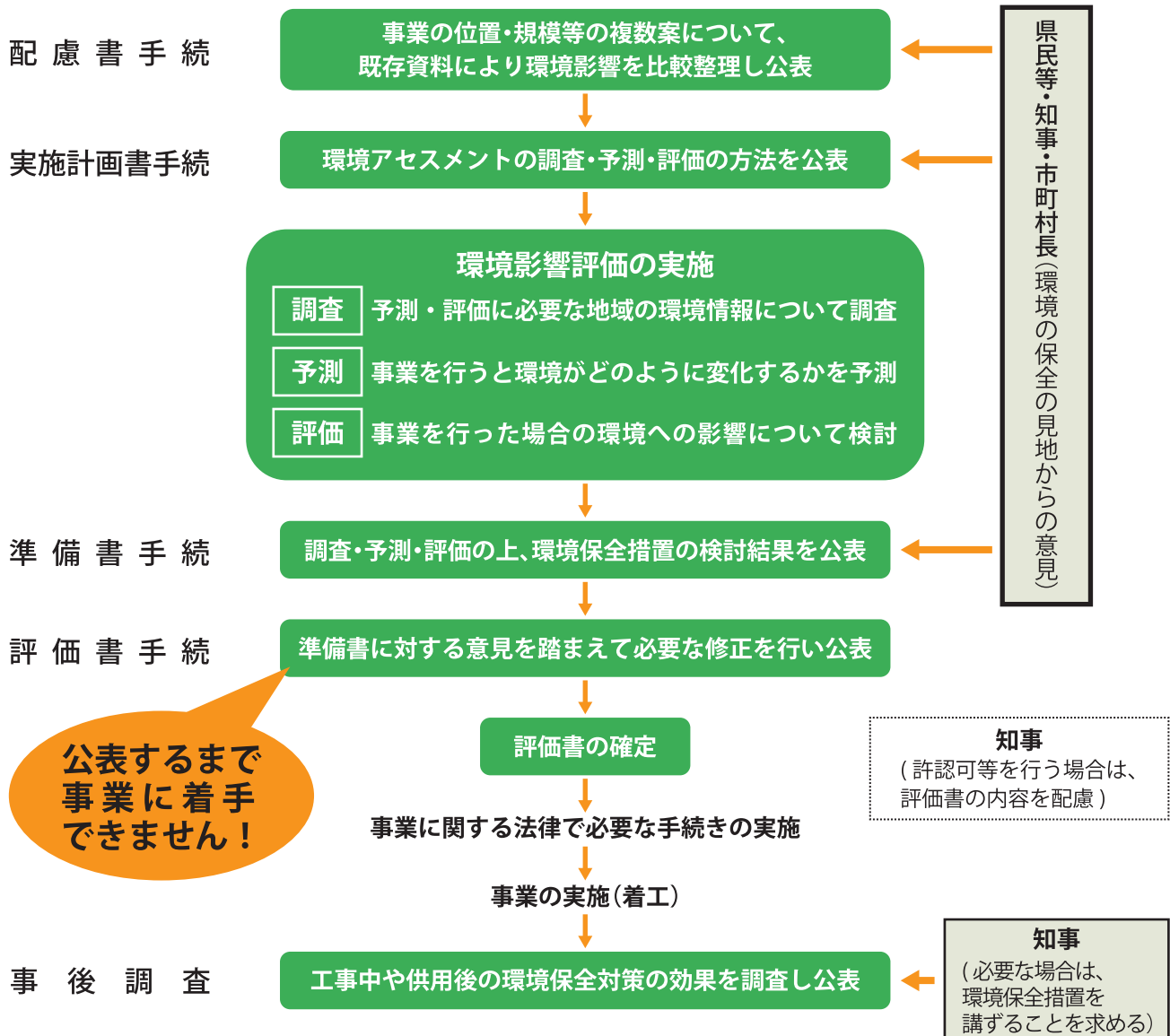
●大分県環境影響評価技術審査会

知事からの諮問に応じ、環境アセスメントに関する技術的な事項について、科学的・専門的な見地から調査・審議を行うための機関で、生活環境、自然環境、景観、文化財などの各分野を専門とする学識経験者で構成されます。技術審査会は公開で行っており、どなたでも傍聴できます。

●大分県自主的環境配慮指針

環境影響評価法や大分県環境影響評価条例の対象とならない小規模な開発事業等を対象として、自主的に取り組む環境配慮の手順等を定めています。

環境アセスメントの役割



環境影響評価の項目

調査、予測及び評価を行う項目は、次のとおりです。事業特性や地域特性に応じて、項目の追加又は削除を行なうことができます。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水底の底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物（ほ乳類・鳥類・ハ虫類・両生類・昆虫類・魚類） 植物、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観、人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷	廃棄物等、温室効果ガス
歴史的文化遺産の保全	文化財

対象となる事業

令和3年(2021年)8月1日現在

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線 7.5km 以上	—
2 発電所の設置		
水力発電所	出力 22,500kW 以上	出力 15,000kW 以上
火力発電所	出力 112,500kW 以上	出力 75,000kW 以上
地熱発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上
風力発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上
太陽光発電所	敷地全体の面積 20ha 以上 (工業地域、工業専用地域は除く) ※特別地域を含むものにあつては、5ha 以上	—
3 廃棄物処理施設の設置		
ごみ焼却処理施設	200 t / 日以上	—
し尿処理施設	100kL / 日以上	—
廃棄物最終処分場	25ha 以上	5 ha 以上 25ha 未満
4 工場等の設置	排ガス量 10万 N m ³ / 時以上 排出水量 1万 m ³ / 日以上	—
5 公有水面の埋立又は干拓事業	40ha 以上	20ha 以上 40ha 未満
6 流通業務団地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
7 住宅用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
8 工場用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
10 ゴルフ場造成事業	50ha 以上	10ha 以上 50ha 未満
11 その他の土地開発事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
12 規則で定める事業 注1	—	—
港湾計画 注2	埋立・掘込み面積 150ha 以上	

この表は、大分県環境影響評価条例施行規則別表第1を要約したものです。詳細は、条例施行規則をご確認ください。

これらの事業が環境影響評価法の対象となる場合は、条例は適用されません。

注1 現在具体的な事業の定めはありません。

注2 港湾計画の対象事業は、条例施行規則第69条に基づくものです。

■**第1種対象事業**：大規模な事業であつて、環境影響評価図書について、公告・縦覧や県民等からの意見書の提出、説明会などのいわゆる「住民手続」を行うもの。配慮書手続は必ず行う。

■**第2種対象事業**：第1種対象事業よりも小規模な事業。配慮書手続は任意で行う。

なお、大分県環境影響評価条例の手続において、第2種対象事業に「スクリーニング」の手続きはありません。規模要件に該当すれば、環境影響評価の手続が必要です。

※太陽光発電所の規模要件で定める特別地域について

令和3年3月の施行規則改正により、太陽光発電所の規模要件が変更されました。
令和3年8月1日から敷地面積に特別地域を含むものにあつては、5ha以上の太陽光発電所が条例の第1種対象事業となりました（一定の経過措置があります）。

敷地面積とは、太陽光パネルが設置される面積の他、太陽光発電所として必要となる施設（取り付け道路、変電施設、送電施設、調整池、場内通路、残置森林、駐車場、事務用地等）の面積です。

なお、原則として、林地開発許可手続を伴う場合、開発行為に係る事業区域を敷地面積とします。敷地面積の判断にあたっては、事前に環境保全課までご相談ください。

特別地域とは、自然環境保全上重要な地域で、以下の法律等で定める地域です。

①自然公園法
(国立・国定公園)
特別保護地区
第一種特別地域
第二種特別地域
第三種特別地域
普通地域

②自然公園条例
(県立自然公園)
第一種特別地域
第二種特別地域
第三種特別地域
普通地域

③自然環境保全条例
(自然環境保全地域)
特別地区
普通地区

④鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(鳥獣保護法)
特別保護地区
鳥獣保護区

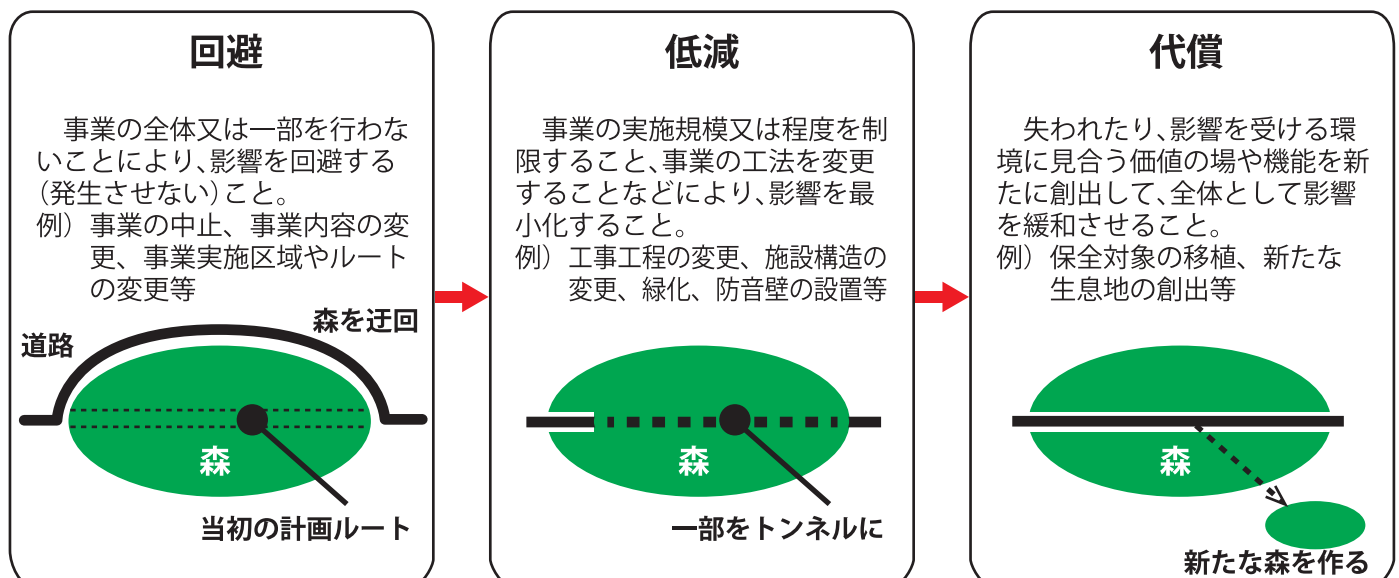
⑤国連教育科学文化機関の登録地域
(祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク)
核心地域・緩衝地域

⑥特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)の登録湿地
くじゅう坊ガツル・タデ原湿原

環境保全措置

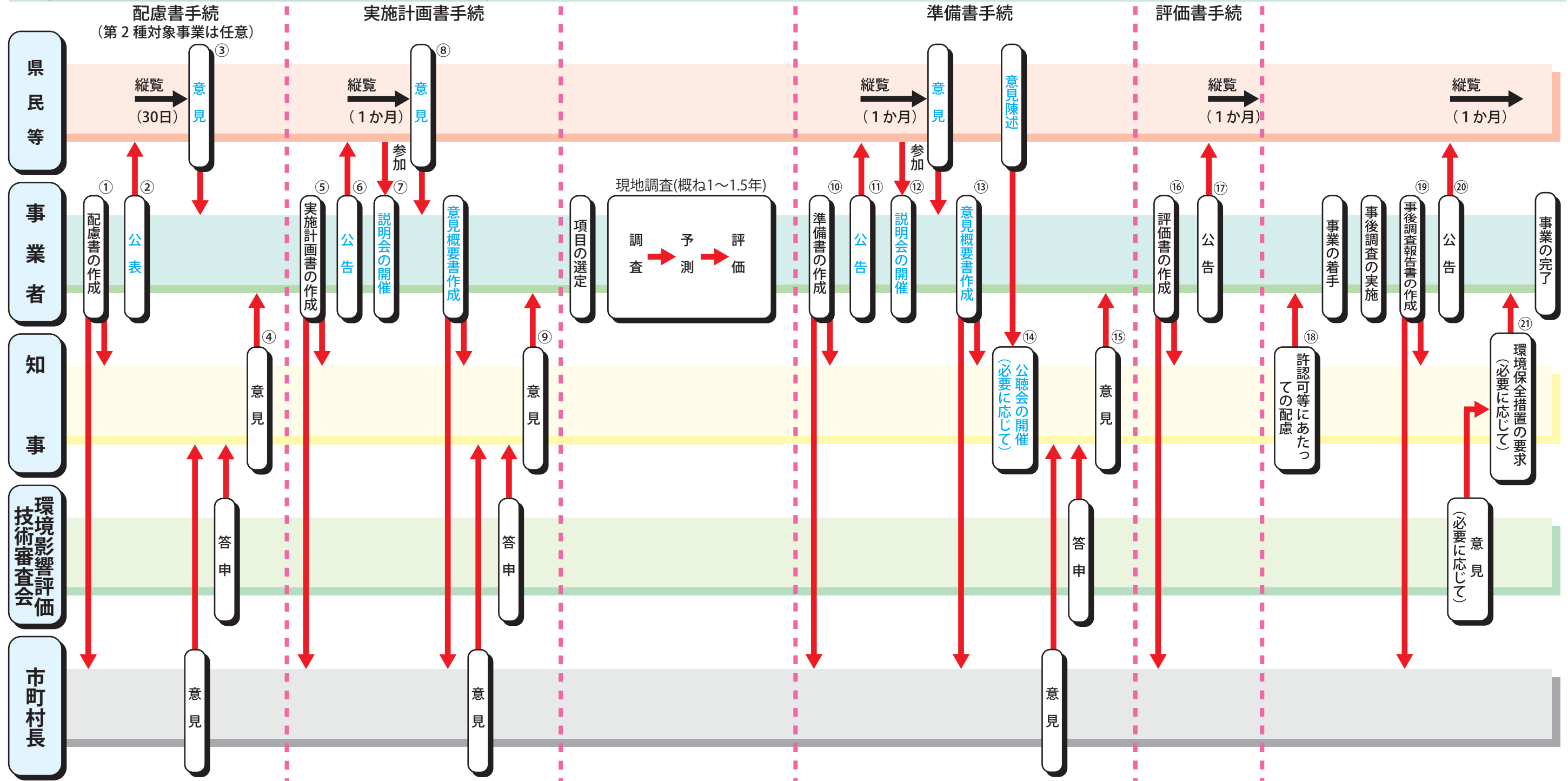
事業が環境に与える影響をできる限り緩和するために行う環境保全のための措置のことです。事業者は、調査、予測の結果を踏まえて、環境保全措置を検討します。

環境に対する影響緩和措置（ミティゲーション）～回避、低減措置を優先することが求められます～



手続きの流れ

青文字：第1種対象事業のみが対象 黒文字：第1種対象事業、第2種対象事業共通



- ①事業者は、事業の位置や規模等を検討した結果について記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」といいます。)を作成し、知事及び関係市町村長に提出します。
- ②事業者は、配慮書を公表するとともに、事業者の事務所などにおいて30日以上縦覧します。
- ③配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に意見を提出することができます。
- ④知事は、関係市町村長及び大分県環境影響評価技術審査会(以下「技術審査会」といいます。)の意見を聴いた上で、配慮書について事業者に意見を述べます。(配慮書の提出から90日以内)
- ⑤事業者は、環境影響評価の項目及び方法について記載した環境影響評価実施計画書(以下「実施計画書」といいます。)を作成し、知事及び関係市町村長に提出します。
- ⑥事業者は、実施計画書を作成した旨を公告するとともに、事業者の事務所などにおいて1か月間縦覧します。
- ⑦事業者は、実施計画書の内容について周知するため、関係地域において説明会を開催します。
- ⑧実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に意見を提出することができます。(縦覧期間中及び縦覧終了後2週間)
- ⑨知事は、関係市町村長及び技術審査会の意見を聴いた上で、実施計画書について事業者に意見を述べます。(第1種対象事業：意見概要書の提出から90日以内、第2種対象事業：実施計画書の提出から90日以内)
- ⑩事業者は、環境影響評価(調査、予測及び評価)の結果について取りまとめた環境影響評価準備書(以下「準備書」といいます。)を作

- 成し、知事及び関係市町村長に提出します。
- ⑪事業者は、準備書を作成した旨等を公表するとともに、事業者の事務所などにおいて1か月間縦覧します。
- ⑫事業者は、準備書の内容について周知するため、関係地域内において説明会を開催します。
- ⑬準備書について、環境保全の見地から意見を有する方は、事業者に意見書を提出することができます。(縦覧期間中及び縦覧終了後2週間)
- ⑭知事は、必要に応じて直接住民の意見を聴くため、公聴会を開催することができます。
- ⑮知事は、関係市町村長及び技術審査会の意見を聴いた上で、準備書について事業者に意見を述べます。(第1種対象事業：意見概要書の提出から120日以内、第2種事業：準備書の提出から120日以内)
- ⑯事業者は、住民等からの意見書や知事意見を考慮して環境影響評価書を作成し、知事及び関係市町村長に提出します。
- ⑰事業者は、環境影響評価書を作成した旨を公告するとともに、事業者の事務所などにおいて1か月間縦覧します。
- ⑱環境影響評価の結果については、対象事業の許認可等に当たって配慮するようにします。
- ⑲事業者は、工事の実施中又は工事の完了後において事後調査を実施し、その結果を取りまとめた事後調査報告書を作成し、知事及び関係市町村長に提出します。
- ⑳事業者は、事後調査報告書を作成した旨を公告するとともに、事業者の事務所などにおいて1か月間縦覧します。
- ㉑知事は、必要に応じて、技術審査会の意見を聴いた上で事業者に環境保全のための措置を求めます。

県民の皆様へのお願い

環境アセスメントの手続においては、各手続段階で、どなたでも環境影響評価図書を見ることができ、環境保全の見地からの意見を提出することができます。

環境アセスメントを進める上で、地域の環境をよく知る方々からの情報が不可欠です。事業の実施に際して、適切な環境配慮が行われ、よりよい環境アセスメントが実施されるよう、説明会への積極的なご参加と意見書の提出にご協力をお願いします。

□図書の閲覧

配慮書、実施計画書、準備書、評価書及び事後調査報告書は、大分県の庁舎、事業者の事務所、関係市町村の庁舎などで一定期間縦覧されます。

また、大分県や事業者のホームページでも見ることができます。

□意見の提出

配慮書、実施計画書及び準備書の各手続段階で、一定期間、環境保全の見地からの意見を事業者あてに提出することができます。

～配慮書～

既存資料調査が基本となるため、事業者が把握していない環境情報を事業計画の早期段階から提供することは重大な環境影響を回避する上で大変重要となります。

～実施計画書～

「あの場所には珍しい植物の群落がある」、「あの田んぼには冬になると多くの珍しい鳥類が飛来する」、「あの裏山は集落の人たちが昔から信仰対象として大事にしてきた場所だ」などの具体的な情報をお寄せいただくことにより、事業者は地域の特性をより反映した調査の実施が可能となります。

～準備書～

「学校付近での工事期間中の騒音は規制基準内とのことだが、窓を開ける時期は工事を控えてほしい」など、具体的な環境保全措置の内容等を事業者に求めることができます。

□説明会への参加

第1種対象事業では、事業者が実施計画書及び準備書手続の段階で、その内容を説明する住民説明会を開催します。住民の方々と事業者が、コミュニケーションを図る機会です。

大分県生活環境部環境保全課

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

T E L : 097-506-3114 (直通)

F A X : 097-506-1747

E-mail : a13350@pref.oita.lg.jp